

平成28年度 国の予算・制度等に関する要望の回答

平成27年10月に自由民主党東京都支部連合会の要望聴取会で行った、平成28年度国の予算・税制等に関する要望の回答が届きましたのでご報告いたします。

回答には、担当議員の 中川雅治参議院議員からもコメントをいただいております。

1 公共建築物等の維持管理に関する要望事項

(1) ビルメンテナンス業務発注に関するガイドライン等について

(要望内容)

本年6月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、品質重視の入札・契約制度への改革の重要な契機となるものですが、その方向性を更に確実なものとするために、以下のとおり要望します。

ア 品確法の対象となっている「特殊法人等」については、入札契約適正化法施行令において限定列挙されており、国立病院機構や国立大学等は対象となっていません。すべての特殊法人、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等も改正品確法の対象としていただきたい。

(国土交通省よりの回答)

品確法の対象となる「公共工事」については、入札契約適正化法に規定する公共工事(国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事)を対象としているところで(品確法第2条・入札契約適正化法第2条第2項)。

この点、入札契約適正化法の対象となる「特殊法人等」については、その事業運営に対する制約を必要最低限の範囲に限定する観点から、いわゆる特殊法人と独立行政法人のうち、同法第2条第1項に規定するところにより、

- ・国からの出資により、資本金の2分の1以上又はその事業運営のために必要な財源を得ている法人であること
- ・その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事の発注を行う法人であること

とする客観的基準を満たす法人を真に必要なものとし、政令で限定的に定めております。

なお、国立大学法人については、国立大学法人施行令の定めるところにより入札契約適正化法の対象となる独立行政法人とみなされており(第23条)、品確法の対象となる法人にも該当しております。

(中川議員のコメント)

(独法)国立病院機構、(独法)国立大学財務・経営センターにつきましては、厚生労働省よりガイドラインを送付し、効力を依頼しております。

御指摘の法人等につきましては、改正品確法の趣旨が徹底されるよう党としても努力してまいりたいと考えます。

(要望内容)

イ 国機関、地方公共団体、特殊法人等に対し、ガイドラインの趣旨が徹底されるよう指導いただきたい。

(厚生労働省よりの回答)

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについては、これまでも(公社)全国ビルメンテナンス協会が主催する保全業務マネジメントセミナーや各都道府県ビルメンテナンス協会の勉強会において発注者に周知してきたところです。

今後も引き続き、全国各地で開催される発注者に対するセミナー等に厚生労働省職員を派遣してその趣旨を説明するなど、積極的に周知してまいります。また、今後各発注者の取組状況を把握してまいりたいと考えています。

(中川議員のコメント)

品確法が改正され、ガイドラインも発出されているにもかかわらず、国、地方公共団体等の発注事務を担当する者の意識が変わってないという声はよく聞きます。党としても法改正、ガイドラインの趣旨が徹底されるよう関係省庁や地方公共団体等に強く要請し、しっかりとフォローしてまいりたいと考えます。

(要望内容)

ウ 国土交通省は、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(平成 27 年 1 月)について、公共工事の発注者に加え、「民間発注者団体の長」及び「発注関連事業団体の長」に参考送付しています。今回のガイドラインについても、厚生労働省から、民間建築物のオーナー団体や不動産事業者団体に対し、参考資料として送付し、協力を依頼していただきたい。

(厚生労働省よりの回答)

ビルメンテナンス業務に係る業務発注関係事務の運用に関するガイドラインについて、(一社)日本ビルディング協会連合会等、建築物所有者となる者が加盟する以下の 11 団体に情報提供し、協力を依頼している所です。

ビルメンテナンス業務に関するガイドライン送付先

1. 民間ビルオーナー団体

団体名	住所	加盟数
(一社) 日本ビルディング協会連合会	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 3 階 349 区	1,288 社
(一社) 不動産協会	〒100-6017 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 17F	157 社
(一社) 全日本シティホテル連盟	〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-12-19 五反田 NN ビル 2F	197 ホテル
(一社) 日本ホテル協会	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1	242 ホテル
日本百貨店協会	〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-1-10 柳屋ビル 2F	82 社
(一社) 日本ショッピングセンター協会	〒104-0054 東京都中央区勝どき 3-12-1 フォアフロントタワー13 階	960 社
日本私立大学協会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 (私学会館別館 9 階)	385 法人
(公社) 全日本病院協会	〒101-8378 東京都千代田区猿樂町 2-8-8 住友不動産猿樂町ビル 7F	2,335 病院
(一社) 日本病院会	〒102-8414 東京都千代田区三番町 9-15	2,433 病院

2. その他

団体名	住所	加盟数
(独法) 国立病院機構	〒152-8621 東京都千代田区三番町 9-15	143 病院
(独法) 国立大学財務・経営センター	〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 2-12	国立大学 86 校

(中川議員のコメント)

本件要望については、私から厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課に伝え、厚労省から(公社)全国ビルメンテナンス協会と協議のうえ、民間ビルオーナー団体にガイドラインを送付し、協力を依頼しました。

送付にあたっては、厚生労働省から各団体事務局に事前に連絡したうえで送付し、趣旨の徹底に努めたという事があります。

(要望内容)

エ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 23 年)において、入札及び契約の内容の透明性を確保に関する事項として指名停止を受けた業者の公表が定められていますが、実際には各省庁の判断で公表していない場合があります。原則どおり指名停止業者名を公表していただくようお願いするとともに、公表していない機関について、その理由をお尋ねします。

(国土交通省よりの回答)

各省庁の長は、入札契約適正化法に基づき、公共工事の入札及び契約に関する透明性の確保等を図るため、指名停止を受けたものの名称など適正化指針(※1)に定める一定の事項(※2)を公表するよう務めなければならないとされています。

(※1)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 26 年 9 月 30 日閣議決定による最終変更)

(※2) 第 2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図る(中略)上で不可欠であることから、(中略)次に掲げるものに該当するものがある場合においては、それについて公表することとする。

(略)

チ 指名停止(一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。)を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由

当該事項に関する各省庁各庁の長の措置状況については、財務省及び国土交通省において、毎年度調査を実施し、その結果を公表する(※3)とともに、指名停止措置の適切な運用などについて要請しているところです。

(※3) 指名停止を受けた者の名称等については、国の 19 機関のうち 16 機関が公表済み、3 機関が非公表(平成 26 年 4 月 1 日時点)

今後とも、これらの取組を通じて、公共工事の入札及び契約の適正化に取り組んでまいります。

(中川議員のコメント)

指名停止業者の名前を公表していない国の機関は 3 つありますが、公表しない理由は特になく、慣例で公表していないとのことですので、国土交通省から公表するように申請したところ、「その方向で前向きに検討します」と回答があったとのこと。私としてもフォローしてまいります。

(2) 市場化テスト（官民または民間競争入札）について

(要望内容)

公共サービスの改革に関する法律が施行され8年が経過し、市場化テストの対象となる案件も増加しておりますが、一部に問題点が表面化していますので、以下のとおり要望します。

ア 国土交通省の一部施設（国土地理院、国土技術政策総合研究所等）では、市場化テスト対象案件であるにもかかわらず、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象に価格のみの一般競争入札を実施し、その理由を「施設の点検保守・警備・清掃といった定型化している業務であり」、「特異性がなく民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じにくく」、「総合評価方式を用いない」と説明しています。たとえ「定型化している業務」であったとしても、「競争参加者の提示する技術力等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度差異が生ずることが期待できる業務」（ガイドライン）に該当すると考えられますので、他の省庁と同様、市場化テスト対象案件は総合評価落札方式の入札を実施していただきたい。

(内閣府よりの回答)

市場化テストの対象事業の落札者決定方式については、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するとの基本理念の下、総合評価落札方式での入札を原則としている一方で、官民競争入札等監理委員会では、市場化テストの対象事業であったとしても、公共サービスの質の維持向上に関わる事業実施のための技術がある程度定型化している事業については、一定の入札参加資格を満たした者の中から最低の価格で入札した者を落札者とする方式を認めているところです。

落札者の決定にあたっては、個々の業務の内容や性質に応じて、実施府省が適切に入札方式を決定すべきものですが、事業実施のための技術内容の現状等に鑑みてこれらが適切なものとなっているかについては、官民競争入札等監理委員会において、実施要項案の審議を通じて確認を行っているところです。

なお、ご指摘のあった国土交通省の一部施設のうち、「国土技術政策総合研究所等の施設管理・運營業務」においては、従来、警備業務、保全業務、清掃業務を一つの契約案件として一般競争入札を行っていたところですが、平成28年4月1日業務開始契約については、官民競争入札等監理委員会の指摘を踏まえ、競争性の確保の観点から各業務別の入札案件とする見直しを国土交通省において行ったところであり、3業務のうち保全業務及び警備業務については総合評価落札方式を採用しております。

(要望内容)

イ 市場化テスト案件において、設備管理業務、受付業務、警備業務従事者の年齢制限を55歳あるいは60歳と年齢上限を設けている例がありますが、高年齢者雇用安定法第5条に基づく国の責務に鑑み、年齢制限の引き上げを検討していただきたい。

(内閣府よりの回答)

業務の仕様については、業務の内容や性質に応じて、実施府省等において適切に設定すべきものであると考えておりますが、ご指摘のような要件を設定している場合には、当該要件が業務遂行上、必要最低限のものであるかどうか確認するよう実施府省等に注意喚起を促してまいります。

(3) 施設管理業務への「競り下げ方式」入札の導入について

(要望内容)

一昨年、内閣官房行政改革推進本部が発表した「競り下げ試行の検証結果の概要」は、「今後、各府省庁において、個別の案件の状況に応じて実施の適否を判断する」とし、その際に「中小企業事業者への影響等に配慮する必要がある」と明記しています。

人件費が約8割を占める施設管理業務における「競り下げ方式」入札はダンピング受注を誘発し、ガイドラインの趣旨に反するものであり、施設管理業務を「競り下げ方式」入札の適用除外としていただきたい。

(内閣府よりの回答)

競り下げについては、競り下げ試行の検証結果（平成25年5月内閣官房長官行政改革推進本部事務局発出）にもあるとおり、競り下げの実施によって価格が下落する場合もあれば上昇する場合もあることから、各府省庁において個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することとしています。

競り下げを実施する府省庁数は年々減少傾向にあると承知しており、また、平成26年度においては、施設管理業務が競り下げの対象案件となったものは承知していません。

御指摘のビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（平成27年6月10日厚生労働省健康局長通知）にも記載のあるとおり、各府省庁では、個別の案件の状況に応じて、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用するなどして、ダンピング受注を防止するための措置を講じているものと承知しております。

(中川議員のコメント)

施設管理業務における「競り下げ方式」入札はガイドラインの趣旨に反するもので、そのような入札はあってはならないものです。もし仮にそのような入札を実施する府省庁があれば連絡していただきたいと思います。

2 その他の制度改革

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

(要望内容)

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成28年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大されることとなりました。

人手不足と人件費高騰が続く中での事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃します。また、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものでもあります。

以上から、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(厚生労働省よりの回答)

近年、被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない短時間労働者が増加していますが、このような方にも、老後の所得保障を確実にするために、給付が手厚くなる厚生年金、健康保険を適用することは、社会保険制度における格差を是正し、現役世代のセーフティネットを強化していく観点から重要な課題です。

また、被用者保険の適用拡大を進めることで、同じ職場で働く人たちに公平なセーフティネットが整備され、社会保険制度の適用を巡る就業調整の防止につながります。これは、多様な働き方を支え、特に女性の就労意欲を促進する効果もあると考えています。

なお、被用者保険の適用拡大については、平成24年に三党合意により成立した社会保障・税一体改革関連法において、中小企業の経営や、雇用に及ぼす影響なども考慮し、

①十分な準備期間を設けて平成 28 年 10 月から施行、
②従業員 501 名以上の企業を対象とする、
と決められたものであり、法律の規定通り実施することについて、ご理解をいただければと思います。

(中川議員のコメント)

「これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします」との御要望を重く受け止めます。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

(要望内容)

東京地方最低賃金審議会は、今年度の東京都最低賃金を 19 円引き上げ、907 円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年 10 月から 11 月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。この点に関し、平成 25 年 10 月、厚生労働省労働基準局長通知において、「最低賃金額の訂正がありうることを考慮に入れた契約を行う等の発注時における特段の配慮」を各省庁、都道府県知事に通知しています。

ガイドラインにおいて「予定価格の適正な設定」が示されており、各行政機関、地方公共団体において、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定が徹底されるよう指導を強めていただきたい。

(厚生労働省よりの回答)

地域別最低賃金は、例年春先から行われる労使間賃金交渉の結果などを踏まえた企業の賃金改定状況を速やかに反映させるために、年度途中で改定が行われています。

厚生労働省としては、引き続き、地域別最低賃金の周知に当たって、関係省庁や地方公共団体に対して、民間企業への業務委託等を行う場合に、法令遵守への特段の配慮を要請してまいります。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインにおいては、予定価格の適正な設定や最低賃金制度の周知について示しているところ、引き続きガイドラインの周知徹底を図ってまいります。

(中川議員のコメント)

最低賃金の引き上げへの対応について、私から毎年厚生労働省に対し、関係省庁や地方公共団体に発注時における特段の配慮をするようにきちんと要請することを申し入れており、厚生労働省の対応も年々前進してきていると考えます。

しかしながら、厚生労働省に法的権限がないこともあり、要請の効果は十分とは言えない状況なので、引き続き努力してまいります。

(3) 障害者雇用への支援策について

(要望内容)

昨年 4 月から障害者雇用率が 2.0 に引き上げられ、対象企業は従業員 56 人以上から 50 人以上に引き下げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

(厚生労働省よりの回答)

平成 25 年 4 月から新たに雇用義務の対象となった企業や平成 27 年 4 月から納付制度の対象となる企業を含め、中小企業に対する支援を行うことは重要と考えています。

現行でも、障害者を新たに雇用する事業者に対して支給される特定求職者雇用開発助成金において、大企業と比べて中小企業に対する支給を手厚くしており、その他、中小企業向けの就職面接会を開催するなど中小企業に力点を置いた支援を実施しています。

また、平成 28 年度予算においては、引き続き、中小企業を主な対象とした就職面接会を実施するとともに、障害者の職場定着に取り組む中小企業等への経済的支援の強化等により、中小企業支援の充実を図ることとしています。

今後ともこのような取組を通じて中小企業における障害者雇用の促進に努めてまいります。

(中川議員のコメント)

ビルメンテナンス業界の障害者雇用の御努力には深く敬意を表します。

御要望の件については、私といたしましても引き続き努力してまいります。

(4) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

(要望内容)

平成 24 年に、プール監視業務が警備業法上の監視業務と位置付けられて 3 年間が経過しましたが、未だに自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が十分とは言えません。

安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について周知徹底を図っていただくとともに、適切な業者指導を進めていただきたい。

(警察庁よりの回答)

プール監視業務については、これがプールの所有者から有償で委託を受けて行われている場合には、当該プール施設内における事故の発生を未然に防止するために必要な措置を取ること（雑踏整理、遊泳秩序維持、盗難防止等）を主な任務とし、事故が発生した場合には人命救助等を行うものとして、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、警備業務に当たると解されることから、これまで、都道府県警察に対し、自治体等に理解を求めるための要請や、質疑等への適切な対応について指示してきたところです。

プール監視業務は人命にかかわる重要な任務であり、引き続き、プール監視業務の実施の適性を図るため、都道府県警察には、改めて、自治体等の発注者側に対し、プール監視業務を有償で委託する場合は、都道府県公安委員会の認定を受けた警備業者に委託するよう周知されているか、また、プール監視業務を行っている警備業者において、プール監視業務に従事する警備員に対する教育が行われ、契約上求められている監視業務が確保されているか確認するよう指示いたしました。